

第 2 2 回 甲 府 家 庭 裁 判 所 委 員 会 議 事 概 要

1 日 時

平成 2 6 年 1 月 3 1 日 (金) 午 後 2 時 4 5 分 から 午 後 5 時 まで

2 場 所

甲 府 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 大 会 議 室

3 出 席 者

(委 員 ・ 五 十 音 順)

石 川 委 員 , 植 村 委 員 長 , 小 澤 委 員 , 葛 西 委 員 , 清 水 委 員 , 中 澤 委 員 ,
比 佐 委 員 , 古 屋 委 員 , 宮 沢 委 員

(甲 府 家 庭 裁 判 所)

渡 邊 首 席 家 裁 調 査 官 , 齊 藤 首 席 書 記 官 , 坂 本 訟 廷 管 理 官 , 天 野 事 務 局
長 , 齊 藤 事 務 局 次 長 , 高 村 総 務 課 長 (進 行 役) , 望 月 総 務 課 長 補 佐

4 議 事 進 行 等

別 紙 「 意 見 交 換 等 の 概 要 」 の と お り

5 次 回 委 員 会 の テ ー マ 及 び 期 日

追 っ て 検 討

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○委員，□説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

- 本日は、「家事調停手続の現状と課題—家事事件手続法施行後の運用について」というテーマを取り上げた。

家事調停事件は、長らく昭和22年に制定された家事審判法の下で運用されてきたが、後ほど説明するとおり、様々な問題点の指摘を受けてきた。そして、平成23年5月に至り、新たに家事事件手続法が制定され、1年半余りの施行準備期間をおいて、平成25年1月1日から施行されている。

そこで、家事調停事件というのはどのような手続か、手続全般について簡単に説明し、家事審判法の時代には、その運用にどのような問題点があると指摘されてきたのか、その問題点を克服するために、家事事件手続法施行後の家事調停の運用はどのように変わったのか、第1回調停期日までと第1回調停期日以降に分けて説明した上で、実際にこの1年間運用に関与している委員から話を聞き、さらに、統計データによるとこの間の運用はどのような状況になっているのか、このような点に焦点を当てて進行していく予定である。

2 家事調停制度の説明

□ (比佐委員)

まず、調停制度全般について説明する。裁判所の扱う事件の中心は、いわゆる訴訟事件であるが、訴訟事件の手続では、裁判官が、当事者の主張・立証を受けて、和解に至る場合は別として、いわば一刀両断

の判決を下すこととなる。これに対し、調停事件では、裁判官1名と民間から選ばれた調停委員2名の、合計3名で調停委員会を構成し、当事者双方から事情を聴き取り、紛争解決に向けて合意の形成を図る。民事の紛争や家事の紛争は、基本的には個人間の紛争であるため、我が国においては、古くから調停の制度があり、訴訟と並んで紛争解決のために重要な役割を果たしている。

民事調停は、地方裁判所や簡易裁判所が担当し、家事調停は、家庭裁判所が担当する。家事調停とは、家族や夫婦・親族の紛争、いわゆる家庭に関する紛争を取り扱う調停である。事件の種類をみると、夫婦の一方が離婚を求め、また、逆に、ぎくしゃくした関係にある夫婦の一方が夫婦円満を求めるなど、夫婦関係を調整する夫婦関係調整事件、既に別居中の夫婦の一方から他方に対し生活費を求める婚姻費用分担事件、離婚した夫婦の一方から他方に対して養育する子供の養育費を求める養育費事件、相続人間で遺産分割の話がまとまらず、遺産分割の方法を決める遺産分割事件、夫婦に限らず親族間の紛争を調整する親族間紛争調整事件等がある。

調停手続は、「申立書の提出」から、「期日通知書の発送」、「第1回調停期日」での「当事者双方からの事情聴取」、「中間評議」、「算定表における考え方の確認、試算結果」、「試算結果に対する特別事情の主張への対応」、「第2回調停期日」、「調停成立」と進行するが、これらの大きな流れは、家事事件手続法ができる前の流れと変わりはない。

しかし、家事事件手続法ができる前の家事調停については、さまざまな批判が加えられてきた。

家事事件手続法ができる前は、家事事件手続は、家事審判法によって定められていたが、家事審判法時代の家事調停においては、申立人

から申立書が提出されても、申立書の写しは相手方に送付されなかった。書記官が期日通知書を作成するに当たり、調停の申立ての趣旨、例えば、養育費の支払を求める調停であるなどと記載する程度のことにはしていた庁もあったが、相手方は、申立人の主張の中身は知らされなかった。したがって、当然のことながら、家事審判法時代には、相手方が反論となる答弁書を提出することもなく、相手方は、第1回調停期日には、具体的な準備のないまま臨むという状況であった。そのため、調停委員会としても、第1回調停期日までに、当事者間に具体的にどんな争いがあるのか、その争点を十分把握することはできなかった。

さらに、調停が始まった後も、当事者からすると、調停委員からさまざま事情を聴かれるものの、調停手続において重要な事情が当事者間のどのような事情なのか、また、調停手続が、今後どのような点を巡って進んでいくか等について、十分な説明がないままに手続が進行し、自分が出席している調停が今どのような段階にあるのか、当事者として何をすべきなのか、十分に分からないまま進行してしまっていたという状況もあった。その結果、最終的な解決案の作成において、調停手続においても、最低限、法的判断として民法等の実体法にきちんと基づいた解決案でなければならないにもかかわらず、調停委員が、当事者双方に、双方の主張の中間辺り（足して2で割ったような。）の解決案でどうかと打診して、当事者双方も安易にこれを受け入れる、という状況も見受けられていた。

このような家事調停手続の問題点を改善するために制定されたのが、家事事件手続法である。家事事件手続法は、それまでの家事審判法を全面的に見直す新法として、平成23年5月25日に公布され、約1年半の施行準備期間において、平成25年1月1日から施行された。

法律レベルでの大きな改革を紹介すると、家事事件手続法は、申立書の写しを相手方へ送付することにした(256条)ほか、審判手続における記録について、原則として当事者が閲覧謄写できるようにし(47条)、調停段階でも、規定上は、裁判所が相当と認めたときに許可すると、従前と変わりがないが、運用としては調停運営に支障がない限り閲覧謄写が許可されるようになっている。これらの規定や運用は、当事者の手続保障、かみ砕いて言うと、当事者自身が紛争の内容を知ることができるような仕組みを整え、記録についても、当事者による閲覧謄写を認めて、当事者にとって手続の透明性を確保しようという趣旨に基づくものと言える。このように、家事事件手続法の下、調停手続においては、法に定められた申立書の写しの相手方への送付のほか、運用のレベルで、法の趣旨に従い、当事者双方や調停委員会が、当事者双方の言い分と紛争のポイントをできるだけ早期にきちんと把握し、共有できるような様々な工夫が施されている。

養育費請求調停を例にとって具体的に説明すると、裁判所に提出される調停申立書の2枚目に「未成年者の養育費として相当額を支払って欲しい」という申立ての趣旨が記載され、その下の欄に、離婚して以降、養育費の支払が全くない、といった請求の理由が記載される。既に説明したとおり、この申立ての趣旨と理由の記載された申立書の写しが相手方に送付される。

ただ、申立書の記載事項だけでは、具体的な事情がよく分からないので、新たに「事情説明書」という書式を作成して、申立人にそれまでの紛争の経緯や、調停で対立が予想される事項等を書いてもらっている。この書面は相手方には送付されないが、相手方から申請があり、裁判官が許可すると開示されることとなる。

さらに、「進行に関する照会回答書」という書式も作成して、申立

人に調停の進行上の参考事項，例えば，相手方の出頭の見込や，調停期日の希望曜日等を書いてもらっている。また，DVがらみの事件等，裁判所として配慮を要する事情があれば，その点に関する情報も提供してもらっている。この書面は当事者に開示されることはない。

裁判所では，申立てがあると，第1回期日を決め，期日通知書と申立書の写しを相手方に送付する。

次に，相手方への申立書写しの送付の際には「養育費請求調停の相手方となった方へ」という，手続を説明するための書面を同封する。この書面には，話し合いに必要な資料の提出準備の促し，調停の流れのあらまし，調停手続に必要な書類等の提出手続，提出された書類等の閲覧・謄写等に関する説明を記載している。

また，「答弁書」，「事情説明書」，「進行に関する照会回答書」も同封して，相手方の言い分等を記載してもらい，第1回期日までに裁判所に提出してもらっている。

この相手方から提出された「答弁書」の記載により，相手方のこれまでの養育費の支払状況や，相手方の言い分，例えば，その後再婚して，配偶者の子供を養子にしたので，申立人の請求には応じられないなどの相手方の主張が分かるようになる。また，相手方から提出された「事情説明書」により，再婚相手や相手方が養子縁組した子供の年齢等の情報や，相手方の収入状況に関する情報が分かる。もちろん，これらの点については，調停の場できちんとした証拠，例えば，戸籍謄本や源泉徴収票等によって証明してもらうこととなる。なお，この「事情説明書」は，相手方から，申立人への非開示の申出があった場合には，申立人からの閲覧謄写の申出の際に，裁判所が許否の判断をする上で，非開示の申し出がされた理由を考慮している。

調停では，裁判官1名と調停委員2名で調停委員会を構成し，以上

説明したような情報を持った上で、第1回調停期日を迎えることとなる。調停期日は、午前中であれば午前10時から、午後であれば1時15分ないし30分から、数件ないし10件程度の事件が同時並行の形で開かれている。

第1回期日の前に、調停委員会で「事前評議」を行うこともある。家事事件手続法施行前には多くなかった取扱いである。事前評議では、既にもたらされた情報を踏まえ、調停の進行方法や方向性について、裁判官と調停委員との間で認識の共有が図られることになる。

第1回調停期日の冒頭には、当事者双方が調停室にいる状態で、調停委員から手続の説明を行っている。調停手続の一般的な説明の他、養育費請求調停では、親は、何故養育費を負担する義務があるのか、養育費算定に必要な双方の収入はどのような資料によって確認していくのか、双方の収入を前提とした上で、具体的な養育費の分担額は、どのようにして決めていくのか、養育費の算定表とはどのようなものか、算定表に従うだけでは相当でない特別な事情の取扱い等について、当事者に説明し、養育費調停の流れを具体的に理解してもらう。その上で、調停委員が当事者から事情聴取を行う。

事情聴取は、調停委員が申立人と相手方、別々に行っている。場合によって、事件の解決や事実の確認のために双方同席の状態で行うこともある。また、調停成立・不成立の場合にも当事者双方が同席して行うが、それ以外は、片方ずつ調停室に入ってもらっている。

このような順序で話を進めていくことになるが、聴き取った内容からどのように解決すべきかを裁判官と話し合うため、調停委員会で中間評議を行うことがある。

調停は、場合によっては1回で成立することもあるが、主張を裏付ける資料を確認する必要があることや、当事者の気持ちの整理の問題

等もあり，1回の期日で成立することは少ない。多くの場合，次回の調停期日を決めて，調停を続行させている。続行させる場合には，期日の最後に，当事者双方が調停室にいる状態で，今日の期日で調停がどこまで進んだのかを確認するとともに，次回までに当事者が検討すべきことや，当事者が次回期日までに提出すべき資料を確認する。その上で，次回期日に行う話合いのテーマを確認して期日を終了することとなる。

なお，家裁には専門職である家庭裁判所調査官が配置されており，例えば，出頭しない当事者に対しては，出頭勧告や，申立人の申立て内容についてどのように考えているのか，意向調査を行うこともある。

（質問）

- DV事件等が原因で離婚はしたが養育費がほしい，しかし現在の生活場所は知られたくないといったような場合は，申立書の住所等の記載はどのようになるのか。

□（比佐委員）

申立書は写しを相手方に送付するので，申立書に住所を記載してしまうと相手方に知られてしまう。そこで，申立てを考えている方が手続案内で家裁の窓口に来庁された際に確認し，もし別居後の住所を知られたくないといった事情があるのであれば，住民票を動かしていなければその住民票の住所であるとか，同居時の住所等を書いていただき，申立てをしてもらうという運用になっている。そして，裁判所は本当の住所を知る必要があるので，相手方に開示しない書面に本当の住所を記載してもらい，それを記録上，相手方に開示しない書面と明確に分かるよう，青い分界紙等で区別して編てつしている。

そのときに，注意を要するのが，養育費等の請求では申立人の収入

資料を提出してもらおうが、その収入資料に住所が書かれていることが多いので、裁判所は、申立人に対してその部分に黒いテープなどを貼って、相手方にわからないような形にして裁判所に提出するようお願いしている。家裁の事件では、プライバシーの関係で注意を要する事件が増えているので、慎重に行っている。

- 相手方がすんなり調停に応じてくれることばかりではなく、応じなかったり、相手方の住所が分からなかったりすることもあるかと思うが、相手方の住所が分からなければ調停はできないのか。それとも、ある程度は裁判所が探してくれるのか。

□（比佐委員）

申立書の写しを送付したり、相手方を呼び出したりする必要等があるので、相手方の住所が分からないと調停を申し立てるのは難しいことになる。

- 住所は分かっているのだけれども、相手方が全く応じないという場合はどうか。

□（比佐委員）

裁判所には家裁調査官という専門職がおり、その調査官が出頭勧告という形で相手方に連絡をして、出頭を促したり、裁判所が決めるならそれでよいとか、払わなくてはいけないということは分かっているけれども病気で裁判所に行けないとか、相手方のその事件についての意向を調査したりすることもある。相手方が出頭しなくても裁判所が判断できるという規定もあるので、裁判所が養育費を決めるということもある。

- それは、裁判所が慮るというか、代行するという形なのか。

□（比佐委員）

当事者が出頭できない場合には、受諾書面という手続があり、当事

者が調停条項についての受諾書面を提出し，受諾書面には実印で押印してもらおう。印鑑証明があれば本人の意思であると確認できるので，当事者の出頭なしで調停を成立させることができる。印鑑証明が取れないとか，字が書けないということになると，調停に代わる審判という制度があるが，この制度は審判から2週間以内に当事者から異議が出されると無効となってしまう。

- 全く顔も見たくない，関わりたくないという当事者の場合はどうなるのか。

□（比佐委員）

そのような場合でも，相手方の生活状態などによっては，調停に代わる審判を行うこともできるが，異議が出されると無効となってしまう。養育費を求める調停では，調停が成立しないと自動的に審判手続に移行するので，審判になると，当事者の話を聞いて，裁判所が決めるということになる。

- 裁判所に提出する書面は，申立人も相手方もどちらも慎重に書かなければならないと思うが，裁判所に提出する前にチェックしてもらおうという制度はあるのか。

□（比佐委員）

裁判所にお越しいただければ見ることはできるし，分からないところは電話で回答できることもある。

- 調停は，相手方がどこに行ってしまったのか分からないというケースでは成り立たないのか。

□（比佐委員）

調停としては成り立たない。

- 裁判所が居場所を突き止めてくれるわけではないのか。

□（比佐委員）

裁判所では居所の調査は行わない。住民票のある場所等に申立書の写しなどを送付するが、「宛所尋ね当たらず」などで返送されると難しい。先ほどの調停に代わる審判も、相手方の住所が分からないとできない。

- 現在の新法では、相手方に説明書面が送付されたりして、相手方にも説明がされるが、従前はどうかだったのか。

□（比佐委員）

以前は、調停の期日だけを相手方に知らせるのが一般的であった。

- そのような場合も補足説明のようなことはされなかったか。調停の中身を知らせないで、裁判所は、相手方が期日に来るのをただ待つだけだったのか。

□（比佐委員）

庁によっては大まかな内容を伝えることもあると思うが、基本的に具体的主張等の内容を知らせることはなかった。

- 調停委員は民間から選ばれるということだが、どのようにして選ばれるのか。

□（天野家裁事務局長）

調停委員は、他の調停委員からの推薦や、自薦の場合と、税理士や建築士といった専門的知見を有する方に関して、当該団体に対して裁判所から推薦依頼を行う場合がある。調停委員には定数があるので、書類選考や面接を行って選考している。

- 特に職業上の制約などの資格は必要ないのか。裁判員裁判のようにくじで選ばれるというようなことはあるのか。

□（天野家裁事務局長）

調停制度も、国民の良識を反映させるという目的があるので、特に資格などの制限は設けていない。調停委員として公平に判断できる能

力のある方であれば調停委員として選考している。

○ 実際に選ばれている方は、元教師とか弁護士などの方が多いのか。

□ (天野家裁事務局長)

弁護士の方もいる。弁護士の場合は、法律の専門的知見を有しているということで、裁判所での必要数を弁護士会から推薦をもらい選任している。その他教師や県の児童福祉関係の方、銀行関係の方などもいる。その他の一般の調停委員には、特に職業を持たない主婦の方等、自分の家族や家庭経験の中で判断できる方も多くいる。

○ 選ぶ際には書類選考や面接をするのか。報酬は出るのか。それとも無報酬なのか。

□ (天野事務局長)

選考は書類選考と面接となっている。調停委員は、非常勤の国家公務員なので、手当と日当が支給される。

○ 調停委員の男女比や年齢構成なども検討するのか。

□ (天野事務局長)

選考の際は男女比や年齢構成等を考えて選考する。年齢は原則として40歳から70歳までとなっている。

○ 甲府家裁では調停委員は何人くらいいるのか。

□ (天野事務局長)

100人くらいとなっている。

○ 調停委員には守秘義務があると聞いているが、破った場合にはどのような罰があるのか。

□ (天野事務局長)

守秘義務については、調停委員任命の際などに説明している。調停委員は非常勤の国家公務員なので国家公務員法上の罰則が適用される。

○ 有名人の離婚や養育費請求等で取材が入り、調停委員がつい話して

しまい、そのことが公になった場合、その調停委員はどうなるのか。

□（天野事務局長）

調停委員が正当な理由なく職務上知り得た人の秘密を漏らしたときには、家事事件手続法により刑罰が科されることになっている。また、そのような方には調停委員を退任していただくことになる。

○ 養育費の算定表というのは、何か根拠があって作成されたものか。

□（比佐委員）

総収入から職業費と特別経費を引き、一般的な生活費を推計してそれを引き、その中でその子供が自分と一緒に暮らしていたらどのくらいの費用が必要なのかということをまとめた一般的な推計基準となっている。

○ 総収入とは、源泉徴収票の控除後の金額か、それとも総支払額か。

□（比佐委員）

総支払額である。

3 新法施行前後での家事調停のありようの変化について

～家事調停委員の立場から～

□（中澤委員）

新法施行後は、裁判官の調停への関わりがかなり増えていると感じている。遺産分割事件を例にあげると、第1回期日の前に裁判官作成の争点整理書面をもとに事前評議が行われている。そのため調停進行や法的判断についてポイントをはずすことなく効率的に進められている。他の種類の事件でも、評議の申入れがしやすくなっていると感じる。また、裁判官には、調停の最終段階においてあと一步という場面で当事者を説得してもらうことで成立に至る等、調停委員として大変助かっている。

事情聴取においては、従来はともすると、争点のはっきりしないメ

リハリのない調停もあったかと思うが、新法施行後は、対立点の明確化を意識しながら行うよう心がけている。一方で、当事者との信頼関係を築くため、当事者の感情に配慮しながら聴取することも重要だと考えている。また、聴取内容を裁判官に的確に報告し、評議を充実させることを大切にしなければならないと感じている。このことにより、法的に間違いがなく実情に即した落着きの良い解決方針を策定できると思う。それから、期日ごとに、相調停委員と期日の調停運営について振り返りを行い、次回期日のより良い運営につなげていきたいと考えている。

4 運用の仕組，裁判官，書記官，調査官に対する要望について

□（中澤委員）

運用の仕組みということではないが、今回の改正に当たり、裁判所に調停委員の研修会を企画していただいた。調停委員全員が参加する研修のほか、調停委員を7～8名のグループに分けての実務的な研修も行われ、ほぼ全員が出席したことにより、皆同じ認識と姿勢を持って、新法に速やかに取り組むことができ、新しい運用に移行できた。このことにより、当事者にとっては、どの調停委員が担当することになっても、同じ扱いの手続となり、大変良かったと思っている。

今後も、機会があれば、裁判所側との意見交換会を含めた調停委員研修を行っていただけると、裁判所との間で認識を共有することができ、また、調停委員の意識やレベルの改善、向上につながると思う。

書記官、調査官との関係については、評議の重要性を認識しながら調停をしていく中で、書記官、調査官から、「このように考えたらどうか」とか「では評議をしましょう」と提案していただき、その後の運営が良い方向に向かったことが何度もある。今後とも、書記官、調査官に積極的に関与していただき、皆でより良い調停運営をしていき

たい。

5 裁判官の役割の変化について

□（比佐委員）

家事事件手続法の施行に伴い、これまでの説明のとおり、従前の調停とはかなりの部分で運用方法が変更されたといえる。これにより、調停を利用する国民の皆さんにとっても、分かりやすい調停手続になってきていると思う。

こうした家事事件手続法の趣旨に沿った調停運用については、裁判官をはじめとする裁判所職員、そして調停委員それぞれの意識改革が必要となる。家事審判法時代の調停に慣れ親しんだ者にとっては、抵抗感がある場合もあろうかとも考えられるが、そうしたことも踏まえ、まず裁判官自身が意識改革の必要性をきちんと認識した上で、日々の調停期日に主体的・積極的に関与し、調停委員との間で望ましい協働態勢を築きながら、事件の処理に当たることが肝要であると認識している。

調停委員の研修では、ロールプレイといって、自分たちが当事者などの役を演じ、それぞれの立場や役割を理解し合うといったことを取り入れている。今回は、調停委員となった人が当事者からまず何を聞くべきかということを考え、事実関係を整理し、争点を絞って聴き、裁判官役の調停委員に対し、どれだけの確に事実や争点を伝えられるかということを行った。このように調停委員の研修等を通じて評議の重要性と効率的な運用を検証している。

6 新法施行前と、新法施行後のデータについて

□（齊藤家裁首席書記官）

平成21年から平成25年の5年間について、それぞれ1月から12月までの新受事件、既済事件、未済事件の各経年変化について、全

国でみると、新受件数は14万件前後だが、各年とも新受件数が既済件数を上回り、未済件数がわずかず増加している。

これに対し、甲府家裁本庁では、平成21年、22年には、新受件数が既済件数を上回っていたが、平成23年以降、既済件数が新受件数を上回り、平成25年末には、未済件数は5年間で最低水準になった。

また、婚姻中の夫婦関係調整、養育費請求、面会交流、遺産分割等の四つの類型の事件の事件でも、特に面会交流事件の増加（全国でも、平成21年以降毎年増加し、平成24年には、平成21年の143.6%の事件の申立てがあった。甲府家裁本庁のデータも同様の傾向にあり、平成25年の申立て件数は、平成21年の234.4%となっている。）が顕著になっている。

- 面会交流事件というのは、婚姻中の夫婦関係調整事件において、調停離婚する際に、その手続の中で同時に解決されることが多い事件であり、その場合には、婚姻中の夫婦関係調整事件の件数の中に隠れてしまう。

婚姻中の夫婦関係調整事件とは別に面会交流事件が申し立てられるのは、例えば、婚姻しているが別居中の夫婦関係調整事件の係属中に、子供との面会ができていない親から、別途申し立てられる場合、さらに、離婚後、離婚当時面会交流の取り決めをしなかったため、改めて子供との面会交流を求めて申し立てられる場合などがある。このようなケースでは紛争性が高いケースが多いようにも感じている。

□（比佐委員）

面会交流事件の増加は次の理由が原因の一つと考える。平成19年に成立し、平成20年4月に施行された、児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の一部を改正する法律の附則により、児童の権

利利益を擁護する観点から必要な措置を講ずるものとされ、これを踏まえて、平成23年に民法が改正され、平成24年4月1日に施行された。この改正により、離婚後の子の監護に関する事項の定め等を規定していた民法766条について、従前は、離婚の際に、単に、「子の監護に関する事項」を協議して定めるとしていたのが、「父又は母と子との面会」についても協議して定める旨、明示されることとなった。こうした改正を受け、調停における運用においても、面会交流の意義・重要性が認識され、そのことが事件の増加傾向に繋がっているものと思う。

□（齊藤家裁首席書記官）

家事調停事件が終わった事由別に、その経年変化について全国のデータをみると、調停成立で終了した事件の割合は、50%をやや上回る程度となっている。これに比べ、甲府家裁本庁では、平成21年以降成立率が上昇し、平成24年、平成25年には、60%半ばとなっている。

□（比佐委員）

家事事件手続法が公布されたのは、平成23年5月25日である。私は、平成24年4月に当庁に着任したが、新法の施行が翌平成25年1月1日に迫っていたため、先ほど説明したとおり、新法の施行に当たり、運用のレベルで、新たに「事情説明書」、「答弁書」等の書面を活用することとし、調停委員の皆さんにも十分に理解していただけるようこれら新規の書面をつづり込んだ「模擬記録」を作成した。それとともに、調停委員の皆さんに、家事事件手続法の立法趣旨や、それを生かした家事調停手続の運用の在り方、特に裁判官と調停委員による評議の重要性等について説明するなど、平成25年1月1日の家事事件手続法の施行前から、前倒しの運用をしてきた。

こうした施行前からの調停運営の刷新は、施行後、更に周知徹底し、甲府家裁で調停委員用に作成していたガイドブックも、新法下における運用に合わせて改訂するなどしている。このように、家裁全体として、積極的に家事事件手続法の趣旨に沿った調停運営の実施に取り組んできたと考えている。

□（齊藤家裁首席書記官）

家事調停事件の事件類型の中で、比較的数の多い、婚姻中の夫婦関係調整、養育費請求、面会交流、遺産分割等の四つの類型の事件についての家事調停事件が終わった事由別の経年変化を説明。

- これらの統計でまず目につくのは、養育費請求の成立率と面会交流の成立率である。全国で見ると、養育費請求では、平成21年から平成24年まで65%台でほとんど変化していないのに対し、甲府家裁本庁では、平成21年から平成24年まで65%ないし75%だったものが、平成25年81.9%まで上昇している。また、面会交流では、全国では、平成21年から平成24年まで50%から55%程度だが、甲府家裁本庁では、平成21年には40%であったものが、平成23年、平成24年には65%前後、平成25年には81.9%に達している。

次に婚姻中の夫婦関係調整では、全国データは50%をやや上回る程度で変化が少ないのに対し、甲府家裁本庁では、ほぼ年々成立率が上昇し、平成24年、平成25年には67%台となっている。

最後に遺産分割事件では、全国のデータは、60%前後で推移しているが、甲府家裁本庁では平成21年から平成24年までは、65%前後で推移していたが、平成25年には、61%になっている。

□（比佐委員）

先ほど述べたとおり、家事事件手続法の趣旨に沿って、裁判官が調

停事件に積極的に関与して評議の充実を図り、評議の中では、法的観点に基づく判断を踏まえて調整を行っている。そのため、当事者が簡易迅速で、法的合理性に裏付けられた解決が図られ、手続に要する費用が安価であること等、自ら調停により解決をすることの利点を理解して合意に至っているため、成立率が上がっているのではないかと考えている。

また、遺産分割事件については、紛争性が他の調停事件以上に高いため、常に法的に裏打ちされた調停の成立を目指している。そのためにも、当事者には、分割の前提問題、例えば、分割できる財産の範囲等について根拠を示して説明している。そうした意味では、法定相続分と異なる主張を強くする当事者の意向に引きずられたような合意形成ではなく、調停委員を含めて本当に当事者が納得できる調停でなければならないと認識して成立を図っていると思う。

□（齊藤家裁首席書記官）

甲府家裁本庁で平成23年、平成24年、平成25年にそれぞれ終了した事件についての審理期間、その間開かれた調停期日の回数、調停期日の間隔について説明。また、婚姻中の夫婦関係調整、養育費請求、面会交流、遺産分割等の四つの類型の事件についての審理期間、期日回数、期日間隔について説明。

- これらのデータを見ると遺産分割事件について、他の類型の事件と比較すると、大雑把に言って、審理期間で約2倍の期間を要している。期日間隔に期日回数をかければ審理期間が出る関係にあるが、遺産分割事件では、期日間隔、期日回数ともに、他の類型に比べて大きな数字となっている。

□（比佐委員）

遺産分割事件は、相続人や遺産の範囲を確定した上、遺産の分割の

仕方を決めていくが、遠隔地に居住する人を含め、多数の人が当事者になる事件も珍しくなく、また、使途不明金の存在が主張されたり、特定の相続人だけが被相続人が死亡する前に金銭の贈与（生前贈与）を受けていたなどとする特別受益の主張がされたり、さらに、特定の相続人が特に遺産の形成に寄与したなどとする寄与分の主張がされたりなど、事件の性質上、調停進行が長期化する要素を多く含んでいるという特徴がある。また、現実問題として、相続人が、分割の仕方について、なかなか納得しないことが多い。

甲府家裁本庁では、遺産分割事件を担当していただく2名の調停委員のうち1名は、多くの場合弁護士委員にお願いしている。また、遺産分割事件では、申立人、相手方いずれについても、遺産分割事件以外の事件と比べると、代理人として弁護士が選任されている割合が高いのではないかと思われる。その結果、1か月程度先の次回期日の指定が困難になっているのかもしれない。この辺りは、データできちんと検証する必要があると思っている。甲府家裁本庁では、その点も考えて、遺産分割事件については、次回期日だけでなく、次々回期日の指定もお願いしている。具体的には、第1回期日の終わりに、1か月程度の間隔で、第2回期日、第3回期日の指定をすれば、第2回以降は、次々回期日を1か月程度の間隔で指定できるので、そんなに大変なことではないと考えている。遺産分割事件の処理については、更に工夫できることがないか、考えていきたいと思っている。

（質問）

- 面会交流、民法改正や児童虐待防止法の施行が、面会交流の事件増加につながったということは、虐待を知ったもう片方の親がそれではかわいそうだからということで面会交流を求める件数が増えているということなのか。そういう情報が流れるようになって事件が増えてい

るということなのか。

□（比佐委員）

心配して面会をするという方もいるかとは思いますが、実際の事件の面会の動機というのはそればかりではないと思う。調停委員も裁判所も面会交流が大切であるという認識を持ち、当事者に対して子どもにとってよいのではないかと面会交流を促していることが多い。

○ 裁判所や公的機関が面会交流を勧めるのか。

□（比佐委員）

子どもにとってよい方向であるなら面会交流を推進するということはある。

7 少年人口と少年事件の件数の動向について

□（高村家裁総務課長）

前回の委員会で質問された、少年事件の減少に関し、少年人口の減少とどの程度の関係があるのかについて、昭和60年から平成22年までの未成年者数と少年事件数につき全国と山梨県の実数及び指数、未成年者人口の減少幅よりも少年事件数の減少幅の方が全国も山梨県も大きいこと、少年事件の動向の特徴として、道路交通法事件の減少が著しいことにつき説明。